

株 主 各 位

東京都目黒区中目黒二丁目6番20号
株式会社エリアクエスト
代表取締役社長 清 原 雅 人

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年9月27日（月曜日）午後5時40分までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成22年9月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル 30階 NSスカイカンファレンス |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第11期（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）
計算書類報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株
予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件 |
| 第4号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

-
1. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.area-quest.com>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

事業報告

〔平成21年7月1日から
平成22年6月30日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の回復や金融政策により、緩やかな回復基調がみえてまいりました。しかしながら、その自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況が続いております。

不動産業界においては、一昨年来の景気悪化から一部回復の兆しがみえるものの、企業の設備投資が下げ止まっていることから、当社グループを取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

このような環境下、当社グループにおきましては、不動産ソリューション事業のさらなる業容拡大を目指しながら、成功報酬型の売上構造からストック収入型の売上拡大を図ってまいりました。また、当連結会計年度の課題であった、早期黒字化もコスト削減等により当連結会計年度に実現してまいりました。

【不動産ソリューション事業】

不動産ソリューション事業におきましては、依然、厳しい状況が続く中でも、店舗スクラップが加速したことによる仲介案件の依頼増加が売上に寄与し、また、ストック収入であるPM関連売上の増加を図ってまいりました。

【その他の事業】

その他の事業においては、営業投資有価証券の売却はありません。営業投資有価証券のうち取得価格に対して実質価格が著しく低下しているものについては営業投資有価証券評価損を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は735,597千円（前期比16.4%減）、連結経常利益は14,423千円（前期は179,471千円の連結経常損失）、連結当期純利益は3,483千円（前期は381,556千円の連結当期純損失）となりました。

なお、事業別の売上高及び概況は次のとおりであります。

(単位：千円、%)

事業の種類別 セグメントの名称	期別	第11期 (平成22年6月期)	
	第10期 (平成21年6月期)	金額	前期比
不動産ソリューション事業	867,896	735,597	84.8
プロパティマネジメント事業	664,644	538,796	81.1
アウトソーシング事業	203,252	196,800	96.8
その他の事業	12,000	—	—
計	879,896	735,597	83.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループ全体で、運転資金として長期借入30百万円を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期	第8期 〔平成18年7月～ 平成19年6月〕	第9期 〔平成19年7月～ 平成20年6月〕	第10期 〔平成20年7月～ 平成21年6月〕	第11期 〔平成21年7月～ 平成22年6月〕 当連結会計年度
売上高(千円)	1,530,490	1,015,906	879,896	735,597
経常利益(千円)	△ 94,601	△ 307,572	△ 179,471	14,423
当期純利益(千円)	△ 118,410	△ 556,529	△ 381,556	3,483
1株当たり当期純利益(円)	△ 539.64	△ 2,611.42	△1,806.07	16.59
総資産(千円)	1,804,860	1,073,364	614,682	598,222
純資産(千円)	1,468,993	849,246	474,436	474,914

- (注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エリアクエスト 不動産コンサルティング	30,000千円	100%	プロパティマネジメント及びアウトソーシング事業
株式会社エリアクエスト 店舗 & オフィス	30,000千円	100%	プロパティマネジメント事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、次のような課題に取り組んでまいります。

① 収益の拡大

安定した黒字化を目標とし、さらなる収益拡大を図ってまいります。

② 売上構造改革の加速

不動産ソリューション事業のさらなる業容拡大を目指しながら、成功報酬型の売上構造からストック収入型の売上拡大を引き続き図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成22年6月30日現在）

当社グループの主要な事業は、事業用不動産のビル所有者又はビル経営者に対して、ビルの収益性を追求し資産価値を維持・向上させるためのサービスを提供し、同時に、事業用不動産を使用する借主に対して、日常的なファシリティ（施設）を効率よく運営するためのサービスを提供する不動産ソリューション事業であります。

(6) 主要な営業所（平成22年6月30日現在）

会社名	名称	所在地
株式会社エリアクエスト	本社	東京都目黒区
株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング	本社	東京都目黒区
株式会社エリアクエスト店舗&オフィス	本社	東京都目黒区

(7) 従業員 の 状 況 (平成22年 6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

人 数	前連結会計年度末比増減
39名	10名減

② 当社の従業員の状況

人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
8名	1名減	36.8歳	2.5年

(8) 主 要 な 借 入 先 (平成22年 6月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	28,500千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成22年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 864,800株
- ② 発行済株式の総数 225,000株（自己株式15,029株を含む）
- ③ 株主数 5,566名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
清原雅人	71,790	34.2
鈴木洋	16,008	7.6
伊藤真奈美	4,200	2.0
小林祐司	3,794	1.8
秋元宏之	2,739	1.3
エヌ・エス・アール株式会社	2,062	1.0
有限会社グローバルテクノロジー	2,000	1.0
株式会社グレース	2,000	1.0
エリアクエストグループ従業員持株会	1,961	0.9
後閑和洋	1,851	0.9

（注）持株比率は自己株式15,029株を除外して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成22年6月30日現在）

平成15年9月28日定時株主総会決議による新株予約権
（第2回新株予約権）

- ・新株予約権の数 86個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 1,720株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 25,000円
- ・新株予約権の行使期間 平成16年1月1日から
平成24年12月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件 (注)
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的である株式の数(株)	保有者数(人)
取締役 (社外取締役を除く)	50	1,000	1
監査役	12	240	2

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 行使時に払込をすべき金額は、権利付与日以降に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、及び株式分割又は併合を行う場合には次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

（株式の分割又は併合が行われる場合）

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合）

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}$$

3. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - ③ 権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。但し、再承継はできない。
 - ④ その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
- (2) 新株予約権の消却事由及び条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社の取締役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
- (3) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
- 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成22年6月30日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	清 原 雅 人		子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング 代表取締役社長 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス代表取締役 社長
常 務 取 締 役	伊 藤 真 奈 美	管 理 長	子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング取締役 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス取締役
取 締 役	鈴 木 洋		(株)ベルテクノ取締役会長
常 勤 監 査 役	杉 浦 茂 樹		子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング監査役 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス監査役
常 勤 監 査 役	富 田 和 夫		
監 査 役	丸 山 秀 治		

(注) 1. 取締役 鈴木 洋氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 杉浦茂樹氏、富田和夫氏及び丸山秀治氏は、社外監査役であります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	当 事 業 年 度 の 支 給
取 締 役	2名	58,600千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,600千円 (9,600千円)
計 (うち社外役員)	5名 (3名)	68,200千円 (9,600千円)

(注) 1. 取締役 鈴木 洋は無報酬のため、上記の人数には含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は年額80,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額25,000千円以内であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木 洋氏は、株式会社ベルテクノの取締役会長を兼務しております。なお、当社は株式会社ベルテクノとの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 鈴 木 洋	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行っております。
常勤監査役 杉 浦 茂 樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席し、監査役会7回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
常勤監査役 富 田 和 夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席し、監査役会7回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監 査 役 丸 山 秀 治	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席し、監査役会7回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、責任限定契約を締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 霞が関監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款を遵守した行動をとるための規範としております。また、その徹底を図るため、内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を開覧できる体制をとっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

それぞれの担当部署にて、マニュアルの整備及び研修の実施を行い、リスク状況の監視及び全社の対応は総務部門が担当しております。また、「お客様相談室」を通じてクレーム発生と対応状況を一元管理し、その内容を定期的に取り締役に報告しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、全社的な目標を定め、また、業務担当取締役は各部門の具体的な目標を含めた効率的な達成方法を定めるものとしております。また、全社的な業務の効率化を実現するためにシステム構築を行っております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の内部監査を当社が直接的に行うことにより、内部統制の実効性を高めております。また、グループ幹部会議を通じてグループ各社の幹部を直接的に育成し、法令遵守・リスク管理体制を構築しております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査部門の使用人に直接命じることができる体制を整えております。また、その処遇については取締役と監査役が意見交換を行っております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役に対して、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項が発生した時は、速やかに報告する体制を整備しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役及び取締役との間で定期的に意見交換を行う場を設置しております。

連結損益計算書

〔平成21年7月1日から
平成22年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		735,597
売 上 原 価		375,165
売 上 総 利 益		360,431
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		348,379
営 業 利 益		12,051
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	294	
そ の 他 営 業 外 収 益	2,950	3,292
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	920	920
経 常 利 益		14,423
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,903	2,903
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3,358	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,134	
固 定 資 産 除 却 損	504	
事 務 所 移 転 費 用	1,123	
和 解 金	2,150	12,272
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,054
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,571	1,571
当 期 純 利 益		3,483

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

〔平成21年7月1日から〕
〔平成22年6月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成21年6月30日残高	991,100	418,976	△685,281	△248,241	476,552	△2,116	474,436
連結会計年度中の変動額							
当 期 純 利 益			3,483		3,483		3,483
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△3,005	△ 3,005
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,483	—	3,483	△3,005	478
平成22年6月30日残高	991,100	418,976	△681,798	△248,241	480,036	△5,121	474,914

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(連結の範囲等に関する事項)

連結の範囲に関する事項

1. 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング
株式会社エリアクエスト店舗&オフィス

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(会計処理基準に関する事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	時価のあるもの
(営業投資有価証券を含む)	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 旧定率法。但し、建物（建物附属設備を除く）については旧定額法。 平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産 定率法。但し、建物（建物附属設備を除く）については定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～50年 器具及び備品 4年～15年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、 償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均 等償却する方法によっております。
無形固定資産	自社利用のソフトウェアについては社内における見込利 用可能期間（5年）に基づく定額法
長期前払費用	定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

5. 営業投資有価証券の会計処理方法

営業目的による投資により、一時的に営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともあります。その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから当該営業投資先は子会社及び関連会社に該当しないものとし、連結の範囲に含めておらず、また、持分法も適用しておりません。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価の方法

連結子会社の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

236,179千円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	225,000	—	—	225,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式

15,029株

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当する事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当する事項はありません。

4. 連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第2回新株予約権 (平成15年9月28日 定時株主総会決議)	第3回新株予約権 (平成15年9月28日 定時株主総会決議)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,720株	440株
新株予約権の残高	86個	22個

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等とし、また、資金調達については主に銀行等の金融機関借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す体制としております。会員権は、会員権相場の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイト含）等にて相場（時価）の把握を行っております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	132,269	132,269	—
(2) 売掛金	87,902		
貸倒引当金	△2,149		
	(※) 85,753	85,753	—
(3) 投資有価証券	30,706	30,706	—
(4) 差入保証金	30,234	24,126	△ 6,108
(5) 会員権	43,583	26,000	△17,583
資産計	322,545	298,854	△23,691
(1) 買掛金	27,820	27,820	—
(2) 長期借入金	28,500	28,500	—
負債計	56,320	56,320	—

(※) 売掛金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらは主に本社の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、実質的な契約期間に対応する無リスクの利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(5) 会員権

これらの時価については、日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイトを含む。）等の相場によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらは元金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	39,501

これらについては、市場価格がなく、かつキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）
現金及び預金	132,269
売掛金	87,902
合計	220,171

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)
長期借入金	3,000	12,000	13,500
合計	3,000	12,000	13,500

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

V. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,261円81銭
- 1株当たり当期純利益 16円59銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年 8 月20日

株式会社エリアクエスト

取締役会 御中

霞が関監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 劔 持 俊 夫 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 井 宏 昌 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エリアクエストの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエスト及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人霞が関監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年8月27日

株式会社エリアクエスト 監査役会
常勤監査役 杉 浦 茂 樹 ㊟
常勤監査役 富 田 和 夫 ㊟
監 査 役 丸 山 秀 治 ㊟

(注) 監査役 杉浦茂樹、富田和夫及び丸山秀治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

貸借対照表

(平成22年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	396,006	流 動 負 債	51,934
現金及び預金	82,669	未払金	47,352
営業投資有価証券	10,841	未払法人税等	2,570
前払費用	12,959	その他	2,011
未収入金	288,591		
その他の	945	負 債 合 計	51,934
固 定 資 産	668,037	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	81,513	科 目	金 額
建物	43,717	株 主 資 本	1,017,232
器具及び備品	30,319	資本金	991,100
車両運搬具	7,443	資本剰余金	418,976
土地	32	その他資本剰余金	418,976
無 形 固 定 資 産	28,846	利益剰余金	△ 144,602
ソフトウェア	27,716	その他利益剰余金	△ 144,602
電話加入権	1,129	繰越利益剰余金	△ 144,602
投資その他の資産	557,677	自己株式	△ 248,241
投資有価証券	70,207	評価・換算差額等	△ 5,121
関係会社株式	257,500	その他有価証券評価差額金	△ 5,121
長期貸付金	97,860		
会員権	43,583	純 資 産 合 計	1,012,110
差入保証金	20,629	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,064,044
保険積立金	72,381		
長期前払費用	1,234		
繰延税金資産	3,515		
その他	566		
貸倒引当金	△ 9,800		
資 産 合 計	1,064,044		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔平成21年7月1日から
平成22年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		345,600
売 上 原 価		903
売 上 総 利 益		344,697
販売費及び一般管理費		328,428
営 業 利 益		16,268
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,976	
受 取 配 当 金	294	
そ の 他 営 業 外 収 益	1,907	4,178
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	477	477
経 常 利 益		19,969
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,903	2,903
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3,358	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,134	
事 務 所 移 転 費 用	540	
和 解 金	350	9,383
税 引 前 当 期 純 利 益		13,489
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	952	952
当 期 純 利 益		12,536

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔平成21年7月1日から〕
〔平成22年6月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成21年6月30日残高	991,100	418,976	△157,139	△248,241	1,004,695	△2,116	1,002,578
事業年度中の変動額							
当 期 純 利 益			12,536		12,536		12,536
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						△3,005	△ 3,005
事業年度中の変動額合計	—	—	12,536	—	12,536	△3,005	9,531
平成22年6月30日残高	991,100	418,976	△144,602	△248,241	1,017,232	△5,121	1,012,110

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (営業投資有価証券を含む)	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 旧定率法。但し、建物（建物附属設備を除く）については旧定額法。 平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産 定率法。但し、建物（建物附属設備を除く）については定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～50年 器具及び備品 4年～15年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
無形固定資産	自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
長期前払費用	定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
-------	---

4. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

5. 営業投資有価証券の会計処理方法

営業目的による投資により、一時的に営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともあります。その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから当該営業投資先は子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

II. 貸借対照表に関する注記	
1. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	278,331千円
長期金銭債権	80,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	234,244千円
III. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
売上高	345,600千円
受取利息	1,960千円
IV. 株主資本等変動計算書に関する注記	
事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	15,029株
V. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
繰越欠損金	209,734千円
営業投資有価証券評価損	2,978千円
投資有価証券評価損	2,514千円
関係会社株式評価損	90,761千円
貸倒引当金繰入超過額	3,988千円
その他有価証券評価損	3,515千円
その他	1,284千円
繰延税金資産小計	<u>314,777千円</u>
評価性引当額	<u>△311,262千円</u>
繰延税金資産合計	<u>3,515千円</u>
VI. リースにより使用する固定資産に関する注記	
該当事項はありません。	

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の保有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱エリアクエスト不動産 コンサルティング	直接 100%	業務委託	業務委託料等の受取	227,400	未収入金	171,552
子会社	㈱エリアクエスト 店舗 & オフィス	直接 100%	業務委託	業務委託料等の受取	118,200	未収入金	106,779
			運転資金の貸付	利息の受取	1,960	長期貸付金	80,000

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引先と同様の条件であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,820円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 59円71銭 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年 8 月20日

株式会社エリアクエスト

取締役会 御中

霞が関監査法人

指 定 社 員 公認会計士 劔 持 俊 夫 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 船 井 宏 昌 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エリアクエストの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞が関監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年8月27日

株式会社エリアクエスト 監査役会

常勤監査役 杉 浦 茂 樹 ㊟

常勤監査役 富 田 和 夫 ㊟

監 査 役 丸 山 秀 治 ㊟

(注) 監査役 杉浦茂樹、富田和夫及び丸山秀治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

取締役 伊藤真奈美氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
富田和夫 (昭和5年11月19日生)	昭和30年4月 ㈱RKB毎日放送入社国会担当記者 昭和40年4月 田中龍夫衆議院議員秘書 昭和42年6月 重宗雄三参議院議長秘書 昭和48年4月 ㈱ラジオ関東報道部長 平成11年6月 ㈱ネイチャーワールドチャンネル代表 取締役就任 平成13年3月 当社監査役就任(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 富田和夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者 富田和夫氏は、これまで培ってきた豊富な経営管理の経験を活かし、客観的な立場からの意見を期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 富田和夫氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年6ヶ月となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 富田和夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 水上孝一氏は、監査役 富田和夫氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
水上孝一 (昭和24年10月14日生)	昭和55年3月 ㈱経済界入社 平成17年3月 ㈱ケイ・エム・シー取締役就任 平成18年9月 ㈱ケイ・エム・シーに改組し、代表取締役就任(現任)	—

- (注) 1. 監査役候補者 水上孝一氏は、当社が経営顧問契約を締結しております㈱ケイ・エム・シーの代表取締役であります。
2. 水上孝一氏は、社外監査役候補者として選任するものであります。
3. 監査役候補者 水上孝一氏は、これまで培ってきた豊富な経験を活かし、客観的な立場からの意見を期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第3号議案 取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社は、取締役及び監査役について、当社の業績向上に対する貢献意欲を高めるため、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。当社の取締役に対して年額10百万円(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)を限度に、当社の監査役に対して年額3百万円を限度に、ストックオプション報酬として新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。新株予約権に関する報酬等の額は、ブラック・ショールズモデルにより算出される各新株予約権の公正価額に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出いたします。

なお、上記限度額は、平成18年9月26日開催の第7回定時株主総会においてご承認いただいた取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠になります。

現在の取締役は3名(内社外取締役1名)、監査役3名(内社外監査役3名)であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役3名(内社外

取締役2名)となり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役4名(内社外監査役3名)となります。

① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は、取締役に對しては150個、監査役に對しては35個を發行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数は、取締役に對しては普通株式7,500株を、監査役に對しては普通株式1,750株を上限とする。

各新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式50株とする。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は分割又は併合の比率に應じ、次の算式により調整されるものとする。

但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に①に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、新株予約権發行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権發行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権發行の日の終値とする。

なお、時価を下回る価額で新株式を發行又は自己株式の処分(新株予約権の行使の場合は含まない。)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社

が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権の権利行使期間

割当日（募集事項を決定する当社取締役会決議の日）後2年を経過した日より8年以内で当社取締役会が定める期間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

また、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

⑦ 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条

件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額に上記ハ. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ. 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

⑩ その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目（上記①から⑨までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるものとする。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、経営参画意識及び業績向上に対する貢献意欲を高めるため、さらに優秀な人材を確保することを目的として、当社従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

- ① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は、40個を発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数は、普通株式2,000株を上限とする。

各新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式50株とする。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。

但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に①に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使の場合は含まない。）するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権の権利行使期間

割当日（募集事項を決定する当社取締役会決議の日）後2年を経過した日より8年以内で当社取締役会が定める期間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

また、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増

加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

⑦ 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額に上記ハ. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予

約権を行使することができる期間の満了日までとする。

へ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ. 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

⑩ その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目（上記①から⑨までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるものとする。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

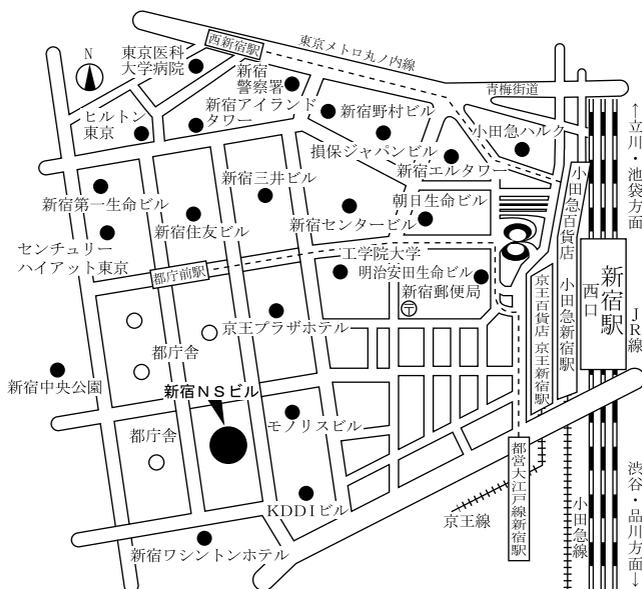
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

第11回定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル 30階 NSスカイカンファレンス



株主総会会場までの交通のご案内

- ◎新宿駅西口から徒歩約10分
- ◎東京メトロ丸ノ内線西新宿駅から徒歩約10分
- ◎都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約5分